

使用規則

青森県量子科学センター（以下、「センター」という。）では、お客さまに安全かつ快適に使用およびご滞在いただくため、次のとおり使用規則を定めておりますので、ご遵守いただきますようお願い申し上げます。

万一、この規則をご遵守いただけない場合には、当センターの使用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

1. センター内は全て禁煙、喫煙は正門北側の屋外喫煙所で行うこと
2. 高声、放歌または喧騒な行為等、他のお客さまにご迷惑となる行為を行わないこと
3. センター内へ次のようなものを持ち込まないこと
 - (1) 犬、猫、小鳥等の動物、ペット類全般（実験動物、盲導犬、介助犬等は除く。）
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 発火または引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品（研究にあつて事前に申請したものを除く。）
 - (4) 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - (5) 著しく多量の物品
 - (6) その他法令で所持を禁止されているもの
4. 賭博および風紀を乱す行為を行わないこと
5. センターの許可なしに施設を営業所または事務所代わりに使用しないこと
6. センターの許可なしに施設内外にてビラの配布、署名活動等を行わないこと
7. センターの許可なしに施設の備品等の移動および施設外へ持ち出しを行わないこと
8. センターの建築施設および設備ならびに備付品等を傷つけないこと
9. センターの施設内および施設外に所持品等を放置等しないこと
10. 保護者の引率および許可なしに未成年のみで宿泊しないこと
11. 伝染病および感染症に罹患、または、その疑いがある場合は使用しないこと
12. その他センターが不相当と判断した行為等を行わないこと

万一火災等が発生した場合の対応

センターでは、法令に基づく点検および訓練等を実施し万全を期しておりますが、万一火災等が発生した場合には、お客さまのご協力が必要不可欠ですので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■非常口の確認等

- ・お客さまの使用施設・宿泊部屋から非常口の位置等、事前のご確認をお願いします。宿泊されるお客様は「宿泊のしおり」内に避難経路図がございます。ご確認願います。

■万一火災が発生した場合

- ・非常ベルまたは館内放送等でお知らせします。
- ・避難時は係員の誘導にしたがって行動してください。
- ・避難時には延焼防止と煙の拡散防止のため、お部屋のドアを閉めてください。
- ・避難時にはハンカチまたはタオル等で鼻と口を覆ってください。
- ・避難時には姿勢を低くし、壁に沿って、煙と反対方向の非常口へ避難してください。
- ・避難時にはエレベーターを使用しないでください。
- ・一度避難してから、貴重品等を取りにお部屋へ戻ることはおやめください。

■万一火災を発見した場合

- ・大声で周囲の人にお知らせください。
- ・お近くの火災報知器を押してください。
- ・内線 102（時間内：事務室）または内線 110（中央管理室）へ通報願います。
- ・火災報知器および消火器は各通路に設置しております。表示をご確認ください。

■万一大きな揺れを感じた場合

- ・窓ガラスから離れ、机の下に避難してください。机の下に避難できないときは、身の回りにあるもので、頭を防御してください。
- ・揺れが収まったら、係りの誘導にしたがって避難してください。
- ・避難時にはエレベーターを使用しないでください。

■万一怪我等発生の場合

- ・ご気分が悪くなった場合や怪我をされた場合は、センター備付の救急箱が事務室および中央管理室に常備されておりますので、お申し出ください。
- ・お気づきの点がございましたら、内線 102（時間内：事務室）または内線 110（中央管理室）までご連絡下さい。

■その他

本規則は、センター使用者管理規程に準じ定めております。

- ・施設および設備ならびに機械器具の不具合発生等、センターの過誤により使用ができない場合でも、損害賠償については保証しないことを予めご確認の上、お申し込みいただきます。なお、この場合、別途調整させていただくことがあります。

■規則の変更

センターは、本規則の変更要領を以下のとおり定めております。

- ・センターは、使用者の事前の承諾を得ることなく、本規則を随時変更することが出来るものとします。

本規則が変更された後の使用については、変更後の使用規則を適用するものとします。

- ・センターは、前項の変更を行う場合、変更後の規則の内容を、受付表示、HP の他相当の方法で公表させていただくとともに、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

附 則

本規則は、2018 年 8 月 23 日から施行する。

本規則は、2020 年 3 月 19 日から施行する。

本規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

本規則は、2023 年 8 月 31 日から施行する。